別紙様式11

受理番号	（訪べⅠ）　　号

受付年月日	年　　月　　日

決定年月日	年　　月　　日

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の施設基準に係る届出書

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること

※項目が未チェックです

誓約書

□　毎年8月に、①前年度の賃金改善の取組状況について、別添4「賃金改善実績報告書」により報告すること、②算定を行っている年度における賃金改善の取組状況について、別添4「賃金改善中間報告書」により報告することについて、理解しました。

□　本評価料による収入については全て対象職員の賃上げに充当することについて、誓約します。

　　年　　月　　日　　開設者名：

◎必要記載項目

1　訪問看護ステーションコード（7桁）

　訪問看護ステーション名

2　届出を行う評価料

□ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）

3　対象職員（常勤換算）数

　　人

※　対象職員とは、自訪問看護ステーションに勤務する職員をいう。
※　本様式の届出時点における対象職員の人数を常勤換算数で記載すること
※　0より大きい数であればよい。

4　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の注3に係る算定要件確認

※以下の①～③のいずれかに該当する項目に、チェックを付けてください。

＜訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の注3に該当する訪問看護ステーション＞

①　□　令和8年3月31日時点において、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」 を届け出ていた訪問看護ステーション

②　□　「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」を届け出ていなかったが、本様式届出時点において、施設基準通知に規定された給与水準以上の賃上げを行った訪問看護ステーション

＜訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の注3に該当しない訪問看護ステーション＞

③　□　①･②に該当せず、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」 のみを届け出る訪問看護ステーション

訪問看護ベースアップ評価料の算定可否

【記載上の注意】

1　訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の届出を行う場合は、本様式（別紙様式11）を用いること。
2　「3」については、本様式の届出時点における対象職員の人数を常勤換算数で記載すること。なお、常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1）とする。

別紙様式11

受理番号	（訪べⅡ　） 号

受付年月日	年　月　日

決定年月日	年　月　日

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の施設基準に係る届出書　（新規・区分変更）

◎以下について確認の上、必ず☑を記載すること

※項目が未チェックです

誓約書

□　毎年8月に、①前年度の賃金改善の取組状況について、別添4「賃金改善実績報告書」により報告すること、②算定を行っている年度における賃金改善の取組状況について、別添4「賃金改善中間報告書」により報告することについて、理解しました。

□　本評価料による収入については全て対象職員の賃上げに充当することについて、誓約します。

＿＿年＿＿月＿＿日　　開設者名：＿＿＿＿＿＿＿＿

◎必要記載項目

1　訪問看護ステーションコード（7桁）＿＿＿＿＿＿＿＿

訪問看護ステーション名＿＿＿＿＿＿＿＿

2　届出を行う評価料

□ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）

3　該当する届出

□ 新規届出

□ 区分変更

●対象職員（常勤換算）数　＿＿＿＿＿＿人

※区分変更の場合は前回届出時の人数も記入
（前回届出時 ＿＿＿＿＿＿人）
1割以上の変動

※ 【記載上の注意】を参照

※ 原則2.0以上であるが、以下の項目に該当する場合はその限りではない。

対象職員（常勤換算）数が2.0人未満の場合、特定地域（※）に所在する保険医療機関に該当するか。　□

※ 「基本診療料の施設基準等」別表第六の二に掲げる地域

（1）届出年月　　令和＿＿年＿＿月

※ **本様式の届出作業を行っている月**をさす

例）令和8年6月から評価料を算定するために、令和8年5月に様式を記入する場合
➡この場合、令和 **【8】**年 **【5】**月　を入力

（2）賃金改善開始年月　　令和＿＿年＿＿月

※ 当該年度における賃金改善を開始した月

4 区分計算

（1）算出方法

●同一法人内の訪問看護ステーションで通算して算出しますか。　はい　□

（はいの場合は（2）の記入は不要、別添2の記入が必要）

（2）賃金改善算定基礎額の算出

①計算に必要な対象職種ごとの記載項目

ア　対象職員（看護補助者、事務職員を除く）の月額賃金総額

円

イ　対象職員のうち、看護補助者及び事務職員の月額賃金総額

円

＜対象月＞

※ 月額賃金総額：届出を行う月（3（1）の月）の直近1月の総額　【　】

※ ただし、届出を行う月の前月に既に当該年度の賃金改善が開始されている場合（チェックしてください）➡　□

➡【賃金改善算定基礎額】　円

（3）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される点数の見込み、
訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の区分の上限を算出する値（【A】）

● 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数見込み

【算出の際に用いる「訪問看護評価料（Ⅰ）等の対象期間：
本様式の届出を行う月の直近3月の期間の1月あたりの平均】

①訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）又は包括型訪問看護療養費を算定する実利用者人数

									（直近3月平均）	
訪問看護管理療養費（月の初日の訪問の場合）を算定した利用者数		人		人		人		人
当該月に包括型訪問看護療養費のみを算定した利用者数		人		人		人		人

※ 本様式の届出を行う月の直近3月の期間の1月あたりの平均の数値（小数第二位を四捨五入）を記載すること。

※ 訪問看護ベースアップ評価料の注3又は注5を算定している場合には、
それぞれの当該評価料又は注4に規定する点数を算定したものとみなす。

※ 自費の訪問看護のみの利用者については、計上しないこと。公費負担医療や労災保険制度等、
指定訪問看護の費用額算定表に従って訪問看護療養費が算定される利用者については、計上すること。

②算定される金額の見込み

【合計】

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定回数見込み
回

※区分変更の場合は前回届出時の回数も記入
（前回届出時 回）
1割以上の変動

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の算定により算定される金額の見込み
円

（4）医療保険の利用者割合（対象期間の1月当たりの平均）

算定月	医療保険の実利用者数	介護保険の実利用者数

1月当たりの利用者数		

医療保険の利用者割合 （前回届出時 ）

※ 算出対象となる期間（算定月）は（3）①の期間を記載すること。
※ 同一月に医療保険と介護保険の両者から訪問看護を受けた利用者は、医療保険の利用者として集計すること。

（5）【A】の値

$$【A】= \frac{賃金改善算定基礎額 \times 医療保険の利用者割合 \times 0.5 - 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）により算定される金額の見込み}{訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の算定回数の見込み}$$

5 基準要件の確認

●常勤換算2名以上の対象職員が勤務していること □

●社会保険診療等に係る収入金額（※）の合計額が、総収入の80／100を超えること。 □

※ 【記載上の注意】を参照

6 4（5）により算出した【A】に基づき、該当する区分

（1） 算定が可能となる区分

（2） 届出する区分（いずれかを選択）

◉	届出無し
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）1
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）2
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）3
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）4
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）5
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）6
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）7
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）8
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）9
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）10
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）11
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）12
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）13
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）14
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）15
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）16
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）17
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）18

～令和9年5月末まで

○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）19
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）20
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）21
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）22
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）23
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）24
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）25
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）26
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）27
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）28
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）29
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）30
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）31
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）32
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）33
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）34
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）35
○	訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）36

～令和10年5月末まで

（3） 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の注7・注8に係る算定要件確認

※以下の①～③のいずれかに該当する項目に、チェックを付けてください。

＜訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の注7及びに該当する訪問看護ステーション＞

① □ 令和8年3月31日時点において、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」 を届け出ていた訪問看護ステーション

② □ 「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」 を届け出ていなかったが、本様式届出時点において、施設基準通知に記載された給与水準以上の賃上げを行った訪問看護ステーション

＜訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の注7及び8に該当しない訪問看護ステーション＞

③ □ ①・②に該当せず、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」 のみを届け出る訪問看護ステーション

（4） 最終算定区分

【記載上の注意】

1 「3」の「対象職員（常勤換算）数」については、自訪問看護ステーションに勤務する職員をいう。ただし、開設者、役員、専ら管理者の業務に従事する者及び業務委託により勤務する者を除く。
なお、本様式の届出を行う月の直近3月の期間の1月あたりの平均の人数を常勤換算で記載すること。
常勤の職員の常勤換算数は1とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が1を超える場合は、1とする。

2 「4」（2）①対象職員の「月額賃金総額」とは、基本給又は決まって毎月支払われる手当（以下「基本給等」という。）及び時間外手当等の月ごとに変動して支払われる手当の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。なお、算出については、届出を行う月の直近1か月の総額（ただし、届出を行う月の前月に既に当該年度の賃金改善が開始されている場合は、当該賃金改善を開始する前月の総額)を用いること。
「月額賃金総額」には、「令和7年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は、含めないものとする。

3 「5」の「社会保険診療等に係る収入金額」については、社会保険診療報酬のほか、労災保険制度等の収入が含まれる。

別紙様式11別添1

受理番号	（訪べⅠ注）　　号
受理番号	（訪べⅡ　注）　　号
決定年月日	年　　月　　日

受付年月日	年　　月　　日

◎必要記載項目

1　訪問看護ステーションコード

訪問看護ステーション名

2　届出を行う評価項目

□ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）の注3

□ 訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）の注7・注8

届出年月　　令和　　年　　月

3　要件の確認

（1）本評価項目に必要な賃上げ水準の算出

○　以下、基本給等総額については１か月当たりの額を記載してください。

※　「基本給等総額」は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

①ベースアップ評価料対象職員（看護補助者・事務職員を除く。）の

基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

（Ⅰ）当該評価料の算定を開始する年月　【当該評価料：　　／　　】	令和		年	月
（Ⅱ）対象職員の常勤換算数【当該評価料の算定を開始する月（（Ⅰ））時点】				人
（Ⅲ）当該評価料を算定する時点における基本給等総額【評価料の算定を開始する月（（Ⅰ））時点の基本給等総額】				円
（Ⅳ）（Ⅲ）と同じ対象職員で、令和６年３月時点の給与体系に当てはめた基本給等総額【賃金改善前の基本給等総額】				円
（Ⅴ）施設基準要件を満たすために必要な賃上げ額【（Ⅳ）×0.055】				円

②ベースアップ評価料対象職員（看護補助者・事務職員）の

基本給等（基本給又は決まって毎月支払われる手当）に係る事項

（Ⅰ）当該評価料の算定を開始する年月　【当該評価料：　　／　　】	令和		年	月
（Ⅱ）対象職員の常勤換算数【当該評価料の算定を開始する月（（Ⅰ））時点】				人
（Ⅲ）当該評価料を算定する時点における基本給等総額【評価料の算定を開始する月（（Ⅰ））時点の基本給等総額】				円
（Ⅳ）（Ⅲ）と同じ対象職員で、令和６年３月時点の給与体系に当てはめた基本給等総額【賃金改善前の基本給等総額】				円
（Ⅴ）施設基準要件を満たすために必要な賃上げ額【（Ⅳ）×0.08】				円

ベースアップ評価料対象職員の令和6年3月以降の賃金改善が、

必要な水準以上に達しているか（0以上の場合は該当）

{①(Ⅲ)＋②(Ⅲ)}－{①(Ⅳ)＋①(Ⅴ)＋②(Ⅳ)＋②(Ⅴ)}　＝　　円

（※賃上げ後の基本給等総額が、賃上げ前の基本給等総額＋賃上げ必要額と同等（0以上であるかを確認））

4　要件の該当可否

●訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）　注3

及び

●訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）　注7

【算定可否】

算定可能

【記載上の注意】

1　「2」については、届出を行う評価料について☑を記載すること。
2　「3」の（1）の（Ⅰ）「当該評価料」は、届け出る施設基準に係る評価料の項目を表す。
3　「3」の（1）の（Ⅱ）「算定を開始する月」は、当該評価料を新たに算定し始める月のことをいう。
4　「3」の（1）の（Ⅱ）「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。
5　「3」の（1）「基本給等総額」は、対象職員の基本給又は決まって毎月支払われる手当の合計を計上すること。
6　「3」の（1）（Ⅳ）「（Ⅲ）と同じ対象職員で、令和６年３月時点の給与体系に基づいた基本給等総額【賃金改善前の基本給等総額】」は、（Ⅲ）と同じ対象職員が令和６年３月時点にいると仮定し、令和６年３月時点の給与体系に当てはめた場合の基本給等総額を求めること。
7　「3」の（1）の（Ⅴ）「必要な賃上げ額」は、届け出る施設基準の要件によって、必要な賃上げ水準が異なる。
8　「4」「要件の該当可否」の結果に基づいて、算定可能となった場合、本用紙を地方厚生局に提出してください。

別紙様式11別添2

ベースアップ評価料同一法人内複数訪問看護ステーション届け出補助計算書

◎必要記載項目

1　訪問看護ステーションコード（7桁）

訪問看護ステーション名

（1）届出年月　　令和　　年　　月

※　**本様式の届出作業を行っている月**をさす　　例）令和8年6月から評価料を算定するために、令和8年5月に様式を記入する場合
➡この場合、令和 **【8】**年 **【5】**月　を入力

（2）賃金改善開始年月　　令和　　年　　月

※　当該年度における賃金改善を開始した月

2　区分計算

（3）　社会保険診療等収入金額

●訪問看護ステーションの社会保険診療等収入金額＜申請する1訪問看護ステーション分＞

円

●給与総額等を通算して算出する訪問看護ステーション全体の社会保険診療等収入金額

円

※　**社会保険診療等収入金額**:【記載上の注意】をご確認ください。
届出年月日の直近1か月の総額を用いる。

＜対象月＞　　【　　】

●社会保険診療等収入金額を基に算出した当該訪問看護ステーションの按分比率

（4）賃金改善算定基礎額の算出

①計算に必要な対象職種ごとの記載項目

※以下、給与総額等を通算して算出する訪問看護ステーションの各項目の合計値を記入する。
（訪問看護ステーション以外の法人職員を含めてはならない）

ア　訪問看護ステーションに勤務する職員（看護補助者、事務職員を除く）の月額賃金総額

円

イ　訪問看護ステーションに勤務する職員のうち、看護補助者及び事務職員の月額賃金総額

円

※　月額賃金総額:届出を行う月の直近1月の総額　　**＜対象月＞**　【　　】

※　ただし、届出を行う月の前月に既に当該年度の賃金改善が開始されている場合、（チェックしてください）➡　□

②賃金改善算定基礎額＜通算して算出する訪問看護ステーションの合計額＞

➡【賃金改善算定基礎額（通算）】　　円

③賃金改善算定基礎額＜申請する1訪問看護ステーション分＞

➡【賃金改善算定基礎額】×【按分比率】　　円

→この数値が別紙様式11に転記されます

【記載上の注意点】

1 「2」(3)については、訪問看護ベースアップ評価料に係る「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」(令和8年3月5日保発 0305 第9号)に記載された以下の項目を対象とする。

ア 社会保険診療(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 26 条第2項に規定する社会保険診療をいう。以下同じ。)に係る収入金額(労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第50 号)に係る患者の診療報酬(当該診療報酬が社会保険診療報酬と同一の基準によっている場合又は当該診療報酬が少額(全収入金額のおおむね 100 分の 10 以下の場合をいう。)の場合に限る。)及び保険外併用療養費(健康保険法第 86 条に規定する保険外併用療養費をいう。)を支給された場合に当該療養に関して患者から支払われる料金を含む。)

イ 健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第6条各号に掲げる健康増進事業実施者が行う同法第4条に規定する健康増進事業(健康診査に係るものに限る。以下同じ。)に係る収入金額(当該収入金額が社会保険診療報酬と同一の基準により計算されている場合に限る。)

ウ 予防接種(予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第2条第6項に規定する定期の予防接種等その他医療法施行規則第 30 条の 35 の3第1項第2号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種(平成 29 年厚生労働省告示第 314 号)に規定する予防接種をいう。)に係る収入金額

エ 助産(社会保険診療及び健康増進事業に係るものを除く。)に係る収入金額(1の分娩に係る助産に係る収入金額が 50 万円を超えるときは、50 万円を限度とする。)

オ 介護保険法の規定による保険給付に係る収入金額(租税特別措置法第 26 条第2項第4号に掲げるサービスに係る収入金額を除く。)

カ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条に規定する介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費、特例訓練等給付費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、地域相談支援給付費、特例地域相談支援給付費、計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費及び基準該当療養介護医療費並びに同法第 77 条及び第 78条に規定する地域生活支援事業に係る収入金額

キ 児童福祉法第 21 条の5の2に規定する障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費、同法第 24 条の2に規定する障害児入所給付費、同法第 24 条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費並びに同法第 24 条の 25 に規定する障害児相談支援給付費及び特例障害児相談支援給付費に係る収入金額

ク 国、地方公共団体及び保険者等が交付する補助金等に係る収入金額

別紙様式11別添3

特別事情届出書（令和　　年度）

基本情報

訪問看護ステーションコード（7桁）	
訪問看護ステーション名	
フリガナ	
書類作成担当者	
電話番号	

1．事業の継続を図るために対象職員の賃金を引き下げる必要がある状況について

訪問看護ステーションの収支について、利用者数の大幅な減少などにより経営が悪化し、一定期間にわたり収支が赤字である、資金繰りに支障が生じるなどの状況について記載

2．賃金水準の引下げの内容（期間、対象、金額等）

3．経営及び賃金水準の改善の見込み

※ 経営及び賃金水準の改善に係る計画等を提出し、代替することも可。

4．賃金水準を引き下げることについて、適切に労使の合意を得ていること等について

労使の合意の時期及び方法等について記載

令和　　年　　月　　日

（法人名）

（開設者名）

別紙様式11別添４

訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）（Ⅱ）

「賃金改善実績報告書」

１．「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」を算定する訪問看護ステーションについては、別添４の１の「実績報告書・中間報告書」を提出すること。
２．法人内の同一の給与体系に基づく複数の複数の訪問看護ステーションにおいて、訪問看護ステーションの「月額賃金総額」及び「対象職員数」を通算して届出を行う場合には、別添４の２「実績報告書・中間報告書（法人）」を用いること。

別紙様式11別添４の１

（訪問看護ステーション）＿＿＿＿＿＿＿＿（令和　　年度分）

訪問看護ステーションコード（７桁）	
訪問看護ステーション名	

Ⅰ．提出書類の種類　※どちらか１つを選択してください。

☐ 賃金改善中間報告書
☐ 賃金改善実績報告書

Ⅱ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月　　か月

※　令和８年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。
※　（中間報告書の場合）令和８年度又は令和９年度の６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月から翌年３月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間（２）と同じ期間を記載すること。
※　（実績報告書の場合）令和８年度又は令和９年度の６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月から翌年３月の賃金改善に充当した場合には、算定した期間（２）ではなく、充当した期間（４月～翌年３月）を記載すること。

（１）－２**（中間報告書のみ）**令和８年度又は令和９年度の６月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック　☐
※　令和８年度又は令和９年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

（２）ベースアップ評価料算定期間

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月　　か月

Ⅱ－２．（中間報告書のみ）条例改正等が必要なため８月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

（ⅰ）条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック　☐

（ⅱ）計画値となる理由　☐ 条例の改正が必要なため　☐ その他の事由　※どちらか１つを選択してください。

（理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。必ず記載してください）

Ⅲ－１．ベースアップ評価料による収入の実績額【（２）の期間中】

（３）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）による収入の実績額		円
（４）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）による収入の実績額		円
（５）ベースアップ評価料による収入の実績額【（３）＋（４）】		円

※　「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は０と記載。）
※　なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた**当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて**計算すること。

Ⅲ－１－１．ベースアップ評価料による収入の繰越状況

（６）前年度からの繰越額（令和８年度分報告時のみ記載）		円

Ⅲ－２．ベースアップ評価料による収入の実績額（総計）

（７）ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（５）＋（６）】		円

○　以下、基本給等総額については１月当たりの額を記載してください。**（該当ない場合は０と記載）**

※　「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。

※　「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。

※　（13）のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の増加分の総額を記載すること。
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。

※　「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は０と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した額を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

（８）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（９）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（10）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（11）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（９）－（10）】		円
（12）ベア等による賃金増率【（11）÷（10）】		%
（13）上記（11）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（１）の全期間】（該当ない場合は０と記載）		円

Ⅳ－２．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

（14）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（15）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（16）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（17）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（15）－（16）】		円
（18）ベア等による賃金増率【（17）÷（16）】		%
（19）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（20）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅳ－３．理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

（21）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（22）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（23）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（24）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（22）－（23）】		円
（25）ベア等による賃金増率【（24）÷（23）】		%
（26）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（27）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅳ－４．事務職員の基本給等に係る事項

（28）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（29）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（30）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（31）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（29）－（30）】		円
（32）ベア等による賃金増率【（31）÷（30）】		%
（33）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（34）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅳ－５．看護補助者の基本給等総額に係る事項

（35）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（36）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（37）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（38）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（36）－（37）】		円
（39）ベア等による賃金増率【（38）÷（37）】		%
（40）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（41）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅳ－６．その他の対象職種の基本給等に係る事項

（42）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（43）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（44）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（45）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（43）－（44）】		円
（46）ベア等による賃金増率【（45）÷（44）】		%
（47）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（48）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅴ．ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

（49）ベースアップ評価料による収入の実績額【（７）】		円
（50）対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【（11）×（賃金改善実施期間）】		円
（51）ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額【（13）】		円
（52）収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（（50）＋（51））－（49）】		円
（53）ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか		

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　　年　　月　　日　　開設者名：

【記載上の注意】

１　本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。

２　本報告書において、「令和８年３月又は５月時点の給与体系（令和８年５月までにベースアップ評価料を届け出ていた訪問看護ステーションにあっては、令和８年度診療報酬改定前のベースアップ評価料による賃金改善後であって令和８年度診療報酬改定によるベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該年度に勤務している職員の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、賃金に当てはめた場合の「令和７年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。

３　Ⅳの「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）

４　Ⅳについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

５　Ⅳについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

６　Ⅴについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。

別紙様式11別添４の２

（訪問看護ステーション）＿＿＿＿＿＿＿＿（令和　　年度分）

訪問看護ステーションコード（７桁）	
訪問看護ステーション名	
集約訪問看護ステーション数	

Ⅰ．提出書類の種類　　**※どちらか１つを選択してください。**

☐ 賃金改善中間報告書
☐ 賃金改善実績報告書

Ⅱ．賃金改善実施期間及びベースアップ評価料算定期間

（１）賃金改善実施期間

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月　　か月

※　令和８年度診療報酬改定以降のベースアップ評価料等で賃金改善を実施した期間を記載すること。
※　（中間報告書の場合）令和８年度又は令和９年度の６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月から翌年３月の賃金改善に充当した場合であっても、当該評価料を算定した期間（２）と同じ期間を記載すること。
※　（実績報告書の場合）令和８年度又は令和９年度の６月から翌年５月の１年間に算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月から翌年３月の賃金改善に充当した場合には、算定した期間（２）ではなく、充当した期間（４月～翌年３月）を記載すること。

（１）－２**（中間報告書のみ）**令和８年度又は令和９年度の６月から算定した当該評価料による収入を、当該年度の４月からの賃金改善に充当した場合、こちらにチェック　☐
※　令和８年度又は令和９年度のベースアップ評価料の算定開始月と、同月から賃金改善を実施した場合は、チェックは不要です。

（２）ベースアップ評価料算定期間

令和　　年　　月　～　令和　　年　　月　　か月

Ⅱ－２．（中間報告書のみ）条例改正等が必要なため８月時点で賃金改善の実績を記載できない場合

（ⅰ）条例の改正が必要である等やむを得ない理由により、遡及して賃金改善を実施するため本報告書に記載する額が実績値ではなく計画値となる場合は、こちらにチェック　☐

（ⅱ）計画値となる理由　☐ 条例の改正が必要なため　☐ その他の事由　**※どちらか１つを選択してください。**

（理由の詳細：条例の改正のような、医療機関の責によらないやむを得ない理由に限ります。**必ず記載してください**）

Ⅲ－１．ベースアップ評価料による収入の実績額【（２）の期間中】

（３）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）による収入の実績額		円
（４）訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）による収入の実績額		円
（５）ベースアップ評価料による収入の実績額【（３）＋（４）】		円

※　「収入の実績額」とは、該当の評価料を算定した総額を記載すること。（算定していない場合は０と記載。）
※　なお「収入の実績額」の計算は、継続的な賃上げの取組の実施に係る評価の点数分を除いた**当該評価料の本体点数のみを算定した場合に置き換えて**計算すること。

Ⅲ－１－１．ベースアップ評価料による収入の繰越状況

（６）前年度からの繰越額（令和８年度分報告時のみ記載）		円

Ⅲ－２．ベースアップ評価料による収入の実績額（総計）

（７）ベースアップ評価料による収入の実績額のうち、当該年度における対象職員のベア等及びそれに伴う賞与、時間外手当、法定福利費等に充当すべき金額【（５）＋（６）】		円

○　以下、基本給等総額については１月当たりの額を記載してください。**（該当ない場合は０と記載）**

※　「基本給等総額」とは、基本給等の合計をいい、賞与、期末・勤勉手当等特定の時期にのみ支払われる手当を含まない。

※　「ベア等」の定義は【記載上の注意】を参照のこと。

※　（13）のベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額は賃金改善実施期間の増加分の総額を記載すること。
また、賃金改善に伴い増加する法定福利費分を概算によって計算する場合、小数点以下の四捨五入における切り上げによって最大16.5%を超えた場合については、問題ないこととする。

※　「賞与の支給月数」については、月単位で記載すること。支給がない場合は０と記載。また月単位が不明の場合は、「支給された賞与額÷基本給等」で計算した額を記載すること。

【ベースアップ評価料対象職種について】

Ⅳ．ベースアップ評価料対象職員（全体）の月額賃金総額に係る事項

（８）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（９）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（10）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（11）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（９）－（10）】		円
（12）ベア等による賃金増率【（11）÷（10）】		%
（13）上記（11）以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた総額【賃金改善実施期間（１）の全期間】（該当ない場合は０と記載）		円

Ⅳ－２．看護職員等（保健師、助産師、看護師及び准看護師）の月額賃金総額に係る事項

（14）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（15）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（16）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（17）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（15）－（16）】		円
（18）ベア等による賃金増率【（17）÷（16）】		%
（19）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（20）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅳ－３．理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の基本給等に係る事項

（21）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（22）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（23）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（24）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（22）－（23）】		円
（25）ベア等による賃金増率【（24）÷（23）】		%
（26）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（27）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅳ－４．事務職員の基本給等に係る事項

（28）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（29）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（30）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（31）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（29）－（30）】		円
（32）ベア等による賃金増率【（31）÷（30）】		%
（33）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（34）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅳ－５．看護補助者の基本給等総額に係る事項

（35）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（36）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（37）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（38）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（36）－（37）】		円
（39）ベア等による賃金増率【（38）÷（37）】		%
（40）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（41）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅳ－６．その他の対象職種の基本給等に係る事項

（42）対象職員の常勤換算数【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		人
（43）当該評価料を算定した年度に勤務している対象職員の基本給等総額【賃金改善実施期間（１）の開始月時点】		円
（44）令和８年５月時点の給与体系を、当該評価料を算定した年度に勤務している職員の賃金に当てはめた場合の対象職員の基本給等総額		円
（45）基本給等総額に係る賃金改善実績額（ベア実績額）（１か月分）【（43）－（44）】		円
（46）ベア等による賃金増率【（45）÷（44）】		%
（47）報告書届出年度の賞与の支給月数		か月
（48）前年度の賞与の支給月数		か月

Ⅴ．ベースアップ評価料による収入が対象職員へ充当されているか

（49）ベースアップ評価料による収入の実績額【（７）】		円
（50）対象職員全体の賃金改善実績額（賃金改善実施期間分）【（11）×（賃金改善実施期間）】		円
（51）ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）等の増加分に用いた額		円
（52）収入の実績額と賃金改善実績額の差分【（49）－（50）】		円
（53）ベースアップ評価料算定による収入額が対象職員への賃上げに実施されているか		

本報告書の記載内容に虚偽が無いことを証明するとともに、記載内容を証明する資料を適切に保管していることを誓約します。

令和　　年　　月　　日　　開設者名：

【記載上の注意】

１　本報告書において、「ベースアップ評価料」とは、「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅰ）」及び及び「訪問看護ベースアップ評価料（Ⅱ）」のことをいう。

２　本報告書において、「令和８年３月又は５月時点の給与体系（令和８年５月までにベースアップ評価料を届け出ていた訪問看護ステーションにあっては、令和８年度診療報酬改定前のベースアップ評価料による賃金改善後であって令和８年度診療報酬改定によるベースアップ評価料による賃金改善前の体系に限る。）を、当該年度に勤務している職員の基本給等総額」と、「当該評価料を算定した年度に勤務している職員の基本給等総額」及び賃金改善の実績には、賃金に当てはめた場合の「令和７年度医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業」によって交付される補助金による部分は含めないものとする。

３　Ⅳの「対象職員の常勤換算数」は、当該時点における対象職員の人数を常勤換算で記載すること。常勤の職員の常勤換算数は１とする。常勤でない職員の常勤換算数は、「当該常勤でない職員の所定労働時間」を「当該訪問看護ステーションにおいて定めている常勤職員の所定労働時間」で除して得た数（当該常勤でない職員の常勤換算数が１を超える場合は、１とする。）

４　Ⅳについて、「報告書届出年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

５　Ⅳについて、「前年度の賞与の支給月数」は、本様式を届け出る年度の前年度に係る賞与の月数を記載する。なお、賞与等を月数ではなく、定額などの金額で支給している場合は、空欄でもよい。

６　Ⅴについて、大臣折衝において賃上げの実行性確保の観点から、「対象職員の賃金改善実績額」の総額が、「ベースアップ評価料により得られた収入額」の総額と「ベア等以外で、ベア等に伴う賞与、時間外手当、法定福利費（事業者負担分等を含む。）の増加分に用いた額」の総額を合わせた額と比べて、同額以上となること。